

環循適発第 25033132 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

環境省
環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

廃棄物処理施設整備交付金交付要綱の取扱いについて

廃棄物処理施設整備交付金交付要綱の取扱いについては、令和 6 年 3 月 29 日付環循適発第 24032926 号環境省環境再生・資源循環局長通知の別紙「廃棄物処理施設整備交付金交付取扱要領」（以下「取扱要領」という。）により行われているところであるが、今般、取扱要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、本改正以前に交付された交付金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

改正の内容は下記のとおりである。

記

廃棄物処理施設整備計画（令和 5 年 6 月 30 日閣議決定）及び第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）において示された今後の施設整備の方向性等を踏まえ、資源循環の強化及び広域化・集約化等の推進に向け、必要な措置等を追加した。